

## 役員及び評議員等の報酬及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人清峯会の役員及び評議員等に対する報酬及び旅費について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等(職員を兼ねる者は除く。)に理事会、評議員会等出席毎に報酬を支給する。

2 報酬の額は、現金にて15,000円支給する。

(旅費の支給)

第3条 役員及び評議員等が出張したときは、次に定める種類の旅費及び額を支給する。

| 日 当     | 宿泊料     | 食卓料     |
|---------|---------|---------|
| (1日につき) | (1夜につき) | (1夜につき) |
| 5,000円  | 16,500円 | 3,800円  |

2 前項に定めるもののほか、役員及び評議員等に支給する旅費の種類及びその支給方法は、社会福祉法人清峯会旅費規程の適用を受ける職員に支給される旅費の例に準じ、評議員会が定める。

(退任手当)

第4条 常勤の役員及び評議員等(職員を兼ねる役員を除く。)が退任するときは、金品を支給する。

2 前項の金品の額については、評議員会が別に定める。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項はその都度評議員会が定める。

附 則

この規程は、平成 9年10月 1日から施行する。

平成13年 3月17日一部改正

平成29年 4月 1日一部改訂

平成30年12月20日一部改訂